

(閲覧・契約用)

令和 8 年度 委第8-4号

高知県高知市朝倉戊375-1

高知県立ふくし交流プラザ空調設備改修工事基本設計委託業務 設計書

委託日数
又は完成期限

令和9年3月15日

令和 8 年 4 月 作成

設計委託料算定内訳

(1) 基本設計委託業務

①業務に要する人・時（設備設計）

| 業務内容の項目 | 業務の人・時 |
|---------------------------|--------|
| (1) 既存空調設備の調査・問題点の整理 | |
| (2) 改修基本計画の立案 | |
| (3) 空調負荷計算の実施 | |
| (4) 構造や関連設備の確認（電気設備、建築工事） | |
| (5) 中間報告の実施 | |
| (6) 基本設計図および仕様書等の作成 | |
| (7) 仮設計画の作成 | |
| (8) 施工スケジュール（案）の作成 | |
| (9) 概算工事費（機械、電気、建築）の算定 | |
| (10) その他基本設計に必要な事項 | |
| | |
| | |
| 合計 | |

②合計業務人・時間数

建築・電気・機械共（追加業務含む）

= 人・時

設計対象工事

(1) 高知県立ふくし交流プラザ空調設備改修工事基本設計・・・一式

上記工事の機械設備、電気設備、建築工事の基本設計を行う。

I 業務概要

1. 業務名称 (高知県立ふくし交流プラザ空調設備改修工事基本設計委託業務)

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 (高知県立ふくし交流プラザ)

(2) 施設の場所 (高知県高知市朝倉戊375番1)

(3) 施設用途 (事務所、ホール、消防法第16項イの複合施設)

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 (3,671.67 m²)

b. 用途地域及び地区の指定 (-)

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積 (7,965.24 m²)

b. 主要構造 (鉄骨鉄筋コンクリート造)

c. 浄化槽構造・規模 (-)

(-)

d. 耐震安全性の分類 (-)

[「官庁施設の総合耐震計画基準」 (平成19年12月18日付け国営計第76号) による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。]

1) 構造体 - 類

2) 建築非構造部材 - 類

3) 建築設備 - 類

(3) 設計委託料算定用概算工事費 (消費税及び地方消費税10%を含む)

未定

(4) 予定工期 (令和 - 年 - 月 - 日 ~ 令和 - 年 - 月 - 日)

(5) 設計コンセプト

既存空調設備の全面改修を行う。

単なる更新ではなく、現状の問題点を整理し、空調方式の見直しを検討する。

部分的に施設を使用しながらの工事施工となることを踏まえた仮設計画及び

施工スケジュールの作成を行う。

(6) その他の条件 (基本的な考え方)

※業務の概要については、「高知県立ふくし交流プラザ空調設備改修工事基本設計委託業務」仕様書による。

II 業務仕様（共通）

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、□印の付いたものは、■印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者等の資格要件

1) 管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法による設備設計一級建築士
- 建築士法による一級または二級建築士
- 建築士法による建築設備士

3. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、企画提案書により提案された履行体制において当該業務を履行する。

4. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

- ①機械工事基本設計
- ②電気工事基本設計（空調設備更新に伴うもの）
- ③建築工事基本設計（空調設備更新に伴うもの）

上記に必要な現地調査を含む。

(2) 追加業務

- ①概算工事費の積算業務
- ②構造や関連設備の確認
機器類の荷重による、構造上の安全性の確認
受変電設備の改造、構内配電線路、デマンド管理などの確認
- ③仮設計画の作成
足場や施工用重機の配置、仮設用空調機などの計画
- ④施工スケジュール（案）の作成
- ⑤その他基本設計に必要な事項の検討
 - ・改修後に地下重油タンクを使用しない場合の後処理方法の検討
 - ・アスベスト調査（外部機関によるサブリンク費及び分析費3箇所3検体含む）
2重張りの奥の部材、分解を伴うもの、足場が必要なものなどは別途協議とします。

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた基本計画及び適用基準等によって行う。
- c. 提出された成果物（電子データ含む）については、当該施設に係る実施設計の

受託者および施工業者に貸与し、実施設計業務及び当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 現場並びに周囲の状況を十分調査し、工事中及び将来問題となる事項のないよう設計に配慮すること。

e. 関係法令を遵守し、関係官公庁及び各事業者等と十分打ち合わせを行い、その内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うこと。

f. 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(参考) 個人情報保護制度に関するアドレス

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

各打ち合わせ記録は、書面にして調査職員に提出すること。

a. 業務着手時

b. 中間報告時及び最終報告時

c. その他

- ・ 条件整理、比較検討、方針決定等、調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

| | | | |
|------------------------|---|-------|---|
| a. 建築 | (| 年版等 |) |
| ■ 建築工事設計図書作成基準 | (| R 2 |) |
| ■ 建築設計基準 | (| R 7 |) |
| ■ 建築構造設計基準 | (| R 3 |) |
| ■ 建築工事標準詳細図 | (| R 4 |) |
| □ 擁壁設計標準図 | (| H 1 2 |) |
| □ 構内舗装・排水設計基準 | (| H 2 7 |) |
| □ 官庁施設の環境保全性基準 | (| R 4 |) |
| ■ 官庁施設の総合耐震計画基準 | (| H 2 5 |) |
| ■ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | (| H 8 |) |
| □ 敷地調査共通仕様書 | (| R 4 |) |
| ■ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） | (| R 7 |) |
| ■ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） | (| R 7 |) |
| □ 木造建築工事標準仕様書 | (| R 7 |) |
| ■ 建築物解体工事共通仕様書 | (| R 4 |) |
| □ 木造計画・設計基準 | (| R 7 |) |
| ■ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例 | (| 高知県 |) |
| b. 建築積算 | | | |
| ■ 公共建築工事積算基準 | (| R 5 |) |

- 公共建築工事標準単価積算基準 (R 7)
- 公共建築数量積算基準 (R 5)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (R 5)

c. 設備

- 建築設備計画基準・同要領 (R 6)
- 建築設備設計基準 (R 6)
- 電気設備工事設計基準 (高知県)
- 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (R 7)
- 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (R 7)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (R 7)
- 電気設備工事監理指針 (R 4)
- 機械設備工事設計上の申し合わせ (高知県)
- 機械設備工事施工要領 (高知県)
- 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (R 7)
- 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (R 7)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (R 7)
- 機械設備工事監理指針 (R 4)
- 高知県やさしいまちづくり条例 (高知県)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (R 3)
- 建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版)
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (H 2 8)
- 官庁施設の総合耐震計画基準 (H 2 5)
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (H 8)
- 官庁施設の環境保全に関する基準 (R 7)

d. 設備積算

- 公共建築工事積算基準 (R 5)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (R 7)
- 公共建築設備数量積算基準 (R 7)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (R 5)

(注) 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等 (以下、「特殊な工法等」という。) を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。(「共通仕様書」3.3 2.)
 この場合、特殊な工法等を採用する理由並びに価格及びライフサイクルコストの比較その他調査職員の指示による資料を提出すること。
 なお、特殊な工法等の製造者等は原則として3者以上であること。また、構造計算等が製造者等ごとにそれぞれ必要となる場合は、原則として3者以上について設計図を作成し構造計算を行うこと。

6. 貸与する図書及び資料

貸与物品は次のとおりとする。貸与を希望する場合は、書面において申し出ること。
なお、貸与物品は完了検査時にすべて返却すること。

■ 原建築主体工事設計図書

意匠図 ■ 全て □ 一部 () (CADデータ ■ 紙)

構造図 ■ 全て □ 一部 () (CADデータ ■ 紙)

構造計算書 ■ 有り □ 無し

■ 原設備工事設計図書

電気設備図 ■ 全て □ 一部 (建設当初完成図) (CADデータ ■ 紙)

機械設備図 ■ 全て □ 一部 (建設当初完成図) (CADデータ ■ 紙)

7. 成果物の提出場所 (土木部建築課)

データを電子媒体(CD-R等)で提出する場合は、電子納品運用に関するガイドライン(委託業務編)に準じたものとする。

県庁ホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/cals-dl.html>)

電子納品運用に関するガイドライン 委託業務編 参照

8. その他

(1) 地震地域係数 $Z=1.0$ とする。

(2) 吊り天井の脱落対策について

特定天井(建築基準法施行令第39条第3項の特定天井をいう。以下同じ。)に該当する天井に加え、屋内運動場等の大規模空間の主室(倉庫や廊下等は含まない)については、高さが6mを超える天井、又は、水平投影面積が200㎡を超える天井についての改修設計は委託業務範囲外とします。

(3) 建築士法第22条の3の3に定める記載事項の届出

本業務の落札者は、建築士法第22条の3の3に定める記載事項を、別添の「建築士法第22条の3の3による記載事項(変更)届出書」により契約時に発注者へ届け出ること。変更が生じた場合についても同様とする。

(※ 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る業務又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る業務で当該部分の面積が300㎡を超える業務が適用対象。)

(4) 建築設計等委託業務の成績評定

当初業務委託料が500万円以上の場合、成績評定の対象となる。

(高知県土木部建築課ホームページ:「高知県建築設計等委託業務成績評定要綱・要領」参照)

(5) 調査職員との連絡を密にし、打ち合わせを行った後に作業に取り掛かること。

(6) 受注者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。

(7) 本業務の委託料には、特別経費として次の経費を含んでいる。

RIBC使用料 33,000 円 (消費税込)

アスベスト分析費 217,800 円 (消費税込) 3箇所3検体

(8) 本業務の委託料には、手数料として次の経費を含んでいる。

構造計算適合性判定手数料 0 円 (非課税)

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 0 円 (非課税)

9. 成果物

| 成果物 | 内容等 | 製本形態及び部数 |
|--|---|--|
| <p>a. 説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本設計説明書 ■ 改修項目一覧表 | <p>■書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計条件の整理 ・ 基本設計説明書（計画方針、計画概要） | |
| <p>b. 基本設計図</p> <p>1) 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 機械設備基本設計概要書 ■ 機械設備基本設計図 <p>2) 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 電気設備基本設計概要書 ■ 電気設備基本設計図 <p>3) 建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 建築工事基本設計概要書 ■ 建築工事基本設計図 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修項目一覧表（機・電・建共） ・ 更新機器一覧表（機・電共） ・ 建築工事仕様概要書、仕上概要表 <p>■図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 系統図（機械・電気共 更新前後） ダクト系統、自動制御含（計装関連） ・ 空調ゾーニング図 ・ 平面図（機械・電気・建築共） ・ 仮設計画図（機械・電気・建築共 搬入含） ・ 受変電設備単線結線図（電気） | |
| <p>c. 工事費概算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 改修項目一覧表 ■ 機械設備 ■ 電気設備 ■ 建築工事 ■ 営繕積算システムRIBC | <p>■書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器見積り ・ 建築仕上見積り ・ 受変電設備改修見積り ・ 仮設工事見積り（大型クレーン等） <p>※その他概算費用の根拠となる見積り等</p> | <p>基本設計書 2つ折製本 A3版 1部 A4版 5部 CD-R 2枚</p> |
| <p>d. その他の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現地調査資料 機械、電気、建築 ■ 構造関連 ■ 各種技術資料 ■ 施工スケジュール ■ 発注方式の検討資料 ■ その他 | <p>■書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存設備の劣化度調査（写真含む） ・ 問題点整理、法令上の諸条件整理（防火区画等） ・ 機器の耐用年数、メカ・施設へのヒアリング結果 ・ アスタ調査（目視、分析調査） ・ 機器の荷重による構造上の安全性が確認出来る根拠資料（構造計画、設計概要） ・ 空調負荷計算（全館） ・ 空調方式検討資料 コスト・施工性・維持管理・時間外・災害対応も考慮した比較検討資料（GHP検討含む。） ・ 電気のメンテナンス関連資料（現状、仮設、更新） ・ ステップ図を含む施工全体スケジュール（案） (部分的な居ながら施工、仮設計画、撤去計画も含む) ・ 設計施工分離・設計施工一括発注の比較資料 ・ 省エネルギー関連計算書（概算LCC） ・ 打合せ記録簿、委託業務実施工程表 ・ その他技術提案事項の整理 | <p>資料 A4版ファイル 1部</p> |

(注)上記について、協議により、省略追加など、変更することが出来るものとする。

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所等の特定)

第4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

3 受注者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(従事者に対する教育)

第5 受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託の期間

- (3) 再委託の相手方
 - (4) 再委託が必要である理由
 - (5) 再委託で取り扱う個人情報等
 - (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
 - (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
 - (9) その他発注者が必要があると認める事項
- 2 受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
 - (2) 再委託をする業務の内容
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
 - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - (6) その他発注者が必要があると認める事項
- 3 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第8 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

- 2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

第9 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 2 受注者は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、契

約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

第 11 受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

第 12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第 13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、発注者が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

第 14 受注者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第 15 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第 16 発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第 17 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により行うものとする。

2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。

4 発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第 18 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

3 発注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 19 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第 20 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成 17 年 8 月 26 日高知県告示第 598 号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、発注者は受注者又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第 21 受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者

が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

高知県立ふくし交流プラザ空調設備改修工事基本設計委託業務 仕様書

1 業務内容

- (1) 業務名 高知県立ふくし交流プラザ空調設備改修工事基本設計委託業務
- (2) 業務期間 令和9年3月15日まで
- (3) 業務対象建物 高知県立ふくし交流プラザ

2 業務目的

本業務は、高知県立ふくし交流プラザの既存空調設備の全面改修工事に向けた基本設計業務、その他これに関連する業務を行うことを目的とする。既存の空調設備は完成から30年以上が経過し老朽化が進行しており、また冷温水管の腐食により、複数箇所で漏水が発生するなど建物と関連する不具合等も発生している。本業務では、単なる更新にとどまらず、現状の問題点を整理し、空調方式の見直しを検討すること。また、部分的に施設を使用しながらの工事施工となるため、それを踏まえた仮設計画および施工スケジュールの作成も行うこと。

3 建物概要

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 所在地 | 高知県高知市朝倉戊南門田 375 番 1 |
| 建設年月 | 平成 7 年 9 月 |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 6 階建て、塔屋（屋上） |
| 敷地面積 | 3,671.67 m ² |
| 建築面積 | 2,191.78 m ² |
| 延床面積 | 7,965.24 m ² |
| 高さ | GL+33.7m（地盤面から 31.8m） |
| 建物用途 | 事務所、ホール、消防法第 1 6 項イの複合施設 |
| 建物平面図 | ※別紙図面のとおり |

4 既存空調設備概要

- ・吸収冷温水発生器(100USRT-A 重油)×2 基
- ・エアハンドリングユニット×4 台
- ・ファンコイルユニット×128 台
- ・パッケージエアコン×屋内機 9 台 屋外機 6 台
- ・全熱交換器×5 台 ・送風機×6 台 ・排風機×40 台 ・天井扇×29 台
- ・自動制御機器一式

※既存設備情報の詳細は別紙図面に示すとおり。(主要写真についても別紙添付)

5 業務内容

(1) 既存空調設備の調査・問題点の整理

- 既存設備を書面及び現地調査により状況把握し、劣化状況や現状の機能面等の問題点を整理とりまとめること。また、法令上の諸条件も含めて整理すること。

(2) 改修基本計画の立案

- 空調方式の再検討を行い、基本計画を策定すること。主に以下の観点から比較検討を行うこと。

- ・経済性（工事費、維持管理費（燃料費、電気費、保守費））
- ・省エネ性
- ・熱源の選択（電気、ガスまたはその他方式）
- ・快適性
- ・施工性
- ・運用性
- ・風水害対応業務時等における空調機能の確保
（5階研修室A及び4階事務所）

(3) 空調負荷計算の実施

- 空調負荷計算は、「現状」および「改修後」の双方について実施すること。

(4) 構造や関連設備の確認

- 機器類の荷重による、構造上の安全性を確認すること。

※本業務における構造上の安全確認は、機器更新に伴う部分的な検討・確認とする。
施設全体で再度構造計算を行うものではない。

※別紙の通り、屋上には太陽光発電施設(約8.3t)を設置する計画があることを踏まえること。

※室外機と太陽光発電施設の重量に屋上の構造が耐えられない場合は、建物東側の駐車場等に架台を設置し、室外機の設置スペースを別途設けること等が検討される。

- 空調方式により、電気設備の改修工事が必要となる場合は以下についても検討を行うこと。

- ・受変電設備の改造
- ・構内配電線路
- ・デマンド管理

- 空調設備工事にともなう建築工事についても検討を行うこと。

(5) 中間報告の実施

- 上記（１）から（４）までの内容について中間報告を行い、協議のうえ空調方式を決定すること。
- （６）基本設計図および仕様書等の作成
 - 機械、電気、建築の基本設計図面および仕様書を作成すること。
 - ※「仕様書」については、基本設計図書の一部の各職種の特記仕様書および機器リスト等を指す。設計施工一括発注 DB（デザインビルド）用の仕様書は対象外とする。
- （７）仮設計書の作成
 - 足場や施工用重機の配置、また必要に応じて仮設用空調機、ふくし交流プラザに入居している事業者の仮設事務所などの計画を含む。
 - ※現在の施設入居状況は、１階・４階に計 100 名程度の職員が常駐（別添参照）。仮設計書の立案にあたっては当該入居状況を踏まえること。
- （８）施工スケジュール（案）の作成
 - ステップ図を含むスケジュールを作成すること（既存設備の撤去計画も含む）。
- （９）概算工事費（機械、電気、建築）の算定
- （10）その他基本設計に必要な事項（主な観点は以下のとおり）
 - ・アスベスト調査
 - 現地調査を実施し、必要に応じてサンプル調査を行う(変更対象)
(目安：定性分析・定量分析の検体数ともに各 3 検体程度)
 - ・災害時の発電に必要な運転時間の設定及び必要な燃料種類及び容量の算定等
 - ・既設重油タンクの撤去又は埋設存置の可否

<業務内容の補足説明事項>

- ・業務範囲は「全館」とする。
- ・既存配管・ダクト・配線等の更新範囲は、調査のうえ必要な箇所のみとする。ただし、冷温水管については腐食・漏水の状況から再使用不可とする。
- ・既存設備の調査は図面等の資料確認、現地調査を基本とする。特殊な調査設備を用いない範囲の調査とする。
- ・空調負荷計算の対象範囲は「全館」とする。
- ・付随する建築工事の内容は、空調設備改修に伴う部分のみを対象としている。
※業務対象部分について、「建築基準法施行令第 39 条第 3 項」に規定する特定天井は一部有り(2 階多目的ホール)なお、特定天井の改修は本業務の範囲に含まない。本業務における対応は機械設備側のみとする。

- ・仮設計画の条件は「居ながら施工（建物内移動は可）」を原則とする。
- （
- 工事可能日：開館日（平日施工を基本とするが、土曜日可）
 - 工事可能時間：8:30～17:15
 - ※プラザ休館日：毎月第2日曜日、祝日、年末年始（12/28～1/3）
- ）

<既存空調設備の抱える主な問題点>

- ・設備全体の老朽化(冷温水配管の水漏れ)
- ・中央熱源を稼働しないと冷暖房ができない。
- ・冷房の効きが悪い場所が多い。
- ・改修工事にあたっての中間期の短さ

（ 例年の運用時期目安:冷房5月下旬～10月下旬、暖房11月下旬～3月下旬 ）

表1 空調機運転時間帯

| 空調設備の運転時間帯（許可施設利用時） | | |
|---------------------|---------------|---------------|
| 空調機種別 | 運転時間帯 | 備考 |
| (1) ファンコイルユニット | 最長 9:00～21:00 | 各許可居室の使用状況による |
| (2) エアハンドリングユニット | 最長 9:00～21:00 | 各許可居室の使用状況による |
| (3) パッケージエアコン | 最長 9:00～21:00 | 多目的和室の使用状況による |

※補足事項 プラザ休館日…毎月第2日曜日、祝日、年末年始（12/28～1/3）

6 業務契約後の貸与資料

- 建物設計図（画像データ）
- 機械設備完成図（画像データ）
- 電気設備完成図（画像データ）
- LED照明改修設計図（CADデータ）
- 既存空調設備の保守点検結果及び近年における不具合発生状況資料
- 建設時の構造計算書

※貸与する建築図（LED化工事の作図ベース）は、建設当初から間取りの改修はなく現状との整合が取れており、ベース図面として使用可能。